

## 電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識性質能力評定手数料規程

電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識性質能力評定手数料規程を次のように定める。

- 第1条 電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識性質能力評定規程（2018年10月16日消電標工規程第6号、以下「性質能力評定規程」という。）第22条に定める手数料は、この規程の定めるところによる。
- 第2条 電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識（以下「設備等」という。）の型式性質能力評定手数料は、1件につき250,000円（消費税別以下同じ）とする。ただし、型式試験に2日以上の日数を要する場合は、1日追加するごとに、100,000円を加算する。
- 第3条 性質能力評定変更手数料及び性能確認試験手数料は、125,000円とする。
- 第4条 型式性質能力評定更新手数料は、1件につき8,000円とする。ただし、試験を伴うものにあつては、手数料のほかに発生する旅費その他必要な経費を勘案して、定める金額とする。
- 第5条 個別性質能力検査手数料は、別表のとおりとする。
- 第6条 再審査手数料及び補正試験手数料は、前条に掲げる手数料の範囲内において、実費を勘案して定める金額とする。
- 第7条 サーベイランス手数料は、実費を勘案して定める金額とする。
- 第8条 型式性質能力評定、型式変更性質能力評定、性能確認、個別性質能力検査、再審査、補正試験又はサーベイランスを海外において実施する場合にあつては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案して定める。
- 第9条 性質能力評定手数料等は、工業会で定める振込用紙のほか、別に定める方法により納付し、申請時に振込票を添付するものとする。
- 第10条 性質能力評定手数料等の納付は、銀行口座への振込みにより行うものとする。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。
2. 前項の銀行口座は下記のとおりとする。

金融機関名	三菱UFJ銀行 池袋支店
預金種目	普通預金
口座番号	0158738
口座名義人	一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会

## 付 則

（施行期日）

- 第1条 本規程は、2018年10月16日から実施する。

別表

電気エネルギーにより光を発する消防防災安全標識性質能力評定等手数料

(1)	型 式 性 質 能 力 評 定	1型式	250,000円
(2)	型式変更性質能力評定・性能確認試験	1型式	125,000円
(3)	型 式 更 新	1型式	8,000円
(4)	個 別 性 質 能 力 検 査	1枚	200円
(5)	再審査・補正試験・サーベイランス	実費を勘案して定める	

注：性質能力評定等手数料は、一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会で定める振込票により納入し、申請時にその振込み票を添えて申請するものとする。